

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(1) 個に応じたきめ細かな指導の充実

- 社会の情報化の進展や技術革新、グローバル化の進展など、社会が加速度的に変化してきており、新しい知識・情報・技術があらゆる領域での活動の基盤として重要となる「知識基盤社会」となっています。このような社会の変化は、今後も一層進むと予想されています。
- 子どもたちの学びにおいても、これからの社会を生き抜く力として、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解く力だけでなく、自ら問題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に解決を図っていく力を身に付けることが必要とされています。学習指導要領の次期改訂も、「何を知っているか、何ができるか」「知っていること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの資質・能力の育成を図る視点から検討されています。
- この学校教育に関する大きな改革に対応し、個に応じたきめ細かな指導を充実するためには、少人数教育の充実に取り組み、子どもたち一人一人に目が届くよう教育環境を整備していく必要があります。また、ICT<sup>1</sup>の活用、全国学力・学習状況調査の活用、基礎的・基本的な知識・技能を定着させる工夫などによる授業の改善を通して、「わかる授業」の実現に取り組むとともに、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる『アクティブ・ラーニング<sup>2</sup>』）」を取り入れた教科等の学び、教科等を横断する学びを推進し、これからの社会を生き抜くための資質・能力の育成に取り組んでいくことが必要です。

施策体系

- ① 指導改善の推進  
教育課程と授業の改善、教員研修の充実
- ② 少人数教育等学びの環境の整備  
少人数教育の充実、外部人材の活用、家庭との連携、校外での学習の支援、ICT環境の整備

1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。学校では、パソコンやタブレット等を導入し、子どもたちの情報活用能力の育成を図っている。  
2 アクティブ・ラーニング：教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

施策の展開

- ① 指導改善の推進
  - ◎ 学習指導要領の次期改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメント<sup>3</sup> やアクティブ・ラーニングの考え方を取り入れた教育課程の編成、授業改善に関する教員研修や情報提供を行います。また、各学校においても、学習指導要領の改訂を踏まえた研修や準備を進めます。
  - ◎ 主体的な学びの過程の実現を図るため、各教科・科目等の単元や題材、授業の初めでは、児童生徒が授業で「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」等について見通しがもてるように働きかけ、児童生徒自身が学習の計画を立てるなどの工夫をします。また、単元や題材、授業の終わりでは、「自分の学びにどのような意味があるのか」「自分の生活にどのようにつながっていくのか」等についての振り返りを大切にさせ、学びを意味付けていく工夫をします。
  - 常に児童生徒が見通しを持って学ぶために、授業の中では「課題把握・課題追究・まとめ」を意識した発問や指示等を工夫します。また、習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭においた深い学びの過程の実現を目指します。
  - 言語に関する能力の育成を図るため、授業の中では「記録する」「要約する」「論述する」「説明したり解釈したりする」「感じ取ったことを表現する」「分析・評価する」などの言語活動を重視した授業を行います。特に、小学校においては、「話す・聞く」「書く」「読む」ことを、各教科等の授業はもとより、教育活動全体の中で計画的・系統的に指導するとともに、家庭生活と結び付くように工夫します。
  - 指導の意図や授業の目的に合わせて、デジタルコンテンツ<sup>4</sup>を取り入れるなど、ICTを活用して「わかる授業」づくりに取り組みます。
  - 全国学力・学習状況調査の分析結果や、指導改善のための方法を普及・啓発し、市町村教育委員会や小・中学校の取組を支援します。また、各学校においては、自校の全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、指導方法の改善に努めます。
  - 本県で実施されているアクティブ・ラーニングに関する研究成果を、愛知県高等学校教育課程研究協議会や研究発表会等を通して全県の高等学校に普及します。

3 カリキュラム・マネジメント：①学校教育目標を実現するために、教育課程を編成し、その教育課程を計画・実施・評価して改善していくという、PDCAサイクルによる営みのこと。②教育内容を相互に関連付け、横断すること。③教育内容と条件整備を一体として捉えること。  
4 デジタルコンテンツ：デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、またはそれらを組み合わせた情報の集合のこと。

## 施策の展開

### ② 少人数教育等学びの環境の整備

- 国の教職員定数改善を踏まえ、小1・2、中1における少人数学級や、チームティーチング<sup>5</sup> などによる少人数指導を推進するなど、少人数教育の充実を図ります。
- 特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生など、多様な外部人材を活用して学習のサポートが行えるよう、市町村教育委員会と協力して環境を整備し、児童生徒の主体的・意欲的な学習を支援します。
- 力量のある退職教員を「授業の達人」として活用し、若手教員の授業力向上を図ります。
- 基本的な生活習慣や学習習慣が定着するように、学校、家庭、地域の連携をさらに強めていきます。
- 放課後子ども教室や土曜学習の活動を補助し、地域の多様な人々が教育活動推進員や教育活動サポーターとして児童の学習を助ける取組を支援します。
- 豊かな言語生活を営めるよう、一斉読書の実施や学校図書館の活用等、本に親しむ機会を充実します。
- 県や地域の図書館、美術館、博物館等を活用して体験的な学習や問題解決的な学習を行い、主体的な学びの機会をつくります。
- ◎ 施設の改修等に合わせて県立高校にプレゼンテーションルームを整備するなど、教育環境の充実を進めます。
- 外国語教育等を少人数教育で行っている私立高等学校を支援します。
- 情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。
- 実務経験や専門的知識を有する社会人を、積極的に活用している私立高等学校を支援します。

空白

---

5 ティームティーチング：複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら学級あるいは小集団を指導する方式のこと。

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(2) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり

- 児童生徒の学習に対する興味・関心や進路希望はますます多様化するとともに、不登校傾向や、経済的に恵まれない家庭環境にある児童生徒、日本語能力が十分身に付いていない外国につながる児童生徒などが増加しています。また、社会に出てから、再度、学び直しを希望する人たちも少なからずおり、こうした多様な学習ニーズに対応できる学校づくりが一層重要になってきています。
- 本県では、平成27年3月に策定した「県立高等学校教育推進基本計画」(高等学校将来ビジョン)に基づき、生徒の多様なニーズを踏まえた様々なタイプの学校づくりを進めているところです。特に生徒の主体的な選択による学習が可能な総合学科は、学ぶことの楽しさや達成感などが得られるなどの成果があり、その拡充が求められています。また、教育課程に体験的・実践的な学習を行う専門科目等を取り入れた普通科コースは、時代の変化を踏まえた更なる見直しが求められています。さらに、自分のペースや興味・関心等に応じて学ぶことのできる昼間定時制課程等へのニーズが高まっており、これらの拡充も必要です。
- 一方、国においては、不登校の児童生徒が学習の機会(場)の一つとしているフリースクール等の制度化について検討しており、学校以外の教育施設等との連携による児童生徒への学習支援が課題となっています。また、義務教育未修了者等の就学機会の確保に向けた施策の検討も進められています。
- 本県の私立学校には、不登校の児童生徒を対象とする中学校、高等学校を始め、児童生徒の多様な進路希望に応える専修学校の高等課程や高等学校の定時制、通信制課程、産業人材を育成する専修学校の専門課程、外国人児童生徒の学びの場となる外国人学校を含む各種学校など様々な学校種があります。県民の多様な学びを保障する上で、重要な役割を担っており、その振興が必要です。

施策体系

- ① 新しい公立高等学校入学者選抜の導入、総合学科の新たな設置、昼間定時制・単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実、私立学校への支援  
平成29年度入学者選抜から新制度導入、総合学科の設置、普通科コース制の見直し、昼間定時制の配置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、中高一貫教育、私立高等学校における生徒へのカウンセリング体制への支援、外国人学校への支援
- ② フリースクール等民間教育施設との連携、夜間中学等学び直しの機会充実  
フリースクール等との連携、中学校夜間学級の継続、外国人の子どもへの教育におけるNPO等との連携、中学校卒業後進路が決まらない子どもたちへの支援

施策の展開

- ① 新しい公立高等学校入学者選抜の導入、総合学科の新たな設置、昼間定時制・単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実、私立学校への支援
  - ◎ 平成29年度公立高等学校入学者選抜から新制度を導入します。  
三河学区の群の廃止、推薦枠の志願者も学力検査を受検、入試日程の短縮、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をこれまで以上に測る出題を工夫した選抜を実施
  - ◎ 既存の総合学科への通学が容易でない地域を中心に、新たな総合学科の設置を進めます。
  - ◎ 普通科のコースについては、必要に応じて既設コースの改廃や新たなコースの設置を検討します。また、普通科において、体験的で主体的な活動を取り入れた科目、学び直しの科目、職業科目を学校独自に設置するなど教育課程の弾力化を進めます。
  - ◎ 全県の県立高等学校の配置を考える中で、生徒が興味・関心に応じて科目を選択し、自分のペースに合わせて学習できる昼間定時制や全日制の単位制高校の設置を進めます。
  - 全国最多の外国人児童生徒の学びの場を広げるため、外国人生徒等選抜の実施校の拡大を図るとともに、外国人生徒等の学習活動や学校生活への支援を行う外国人生徒教育支援員の配置拡充に努めます。
  - 高等学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。
  - ◎ 通信制高校におけるスクーリング指導を円滑に実施するため、新たな指導方法の在り方と環境整備について検討するとともに、定時制との併設を含め、今後の通信制高校の在り方について研究します。
  - ◎ 人口減少地域における連携型中高一貫教育の新たな実施について検討するとともに、中等教育学校や併設型中高一貫教育校の研究を進めます。
  - 県民が多様な教育を受ける機会を確保し、個々の能力適性にふさわしい教育を受けることができるよう私立学校の振興を図ります。
  - 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。
- ② フリースクール等民間教育施設との連携、夜間中学等学び直しの機会充実
  - ◎ 不登校児童生徒に対する支援を強化するため、国の動向も踏まえながら、適応指導教室やフリースクール等との連携を検討していきます。
  - 中学校夜間学級については、愛知県教育・スポーツ振興財団の事業の継続等を検討していきます。
  - ◎ 外国人の子どもへの教育の機会を確保し、教育環境の充実を図るため、公立学校やNPO等を対象とした情報共有や意見交換のための場をつくるなど、公立学校とNPO等との連携を検討していきます。
  - ◎ 進学や就職等進路が決まらないまま中学校を卒業する生徒がいる実態を踏まえ、無業者を生み出さない対策と無業者となった若者への支援策について、関係者が連携して検討していきます。

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(3) 特別支援教育の充実

- 小・中学校や高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもへの適切な支援と指導の在り方、特別支援学校の過大化による教室不足や長時間通学の問題、子どもの障害の重度・重複化や多様化への対応など、特別支援教育全般にわたる様々な課題があります。
- こうした課題に対応していくため、幼稚園・保育所、小・中学校及び高等学校における支援・指導体制の充実や、特別支援学校の教育環境の整備の推進により、一人一人の教育的ニーズに応えた適切な支援と指導を行っていくことが求められています。
- また、共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム<sup>1</sup>を構築していくことが望まれています。
- さらに、平成26年度末の特別支援学校高等部卒業生の一般企業等への就職率は、全体で36.7%となっており、全国平均の28.4%と比べると高い数値ですが、さらなる就職率の向上のためには、幅広い業種での職場の拡大等、就労支援の充実を図っていくことが重要です。
- 課題の中には、教育委員会や学校だけの努力では解決が難しいものがあります。医療・福祉・労働の各分野との連携や、地域の方々や企業、関係諸機関などの支援により、平成26年3月に策定した「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」に基づく取組を着実に推進していくことが必要です。

施策体系

- ① 一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実  
校（園）内支援体制の充実、異なる学校種間の移行支援の充実、私立学校への支援の推進
- ② 特別支援学校の教育環境の整備及び通学環境の改善  
新たな知的障害特別支援学校の設置、スクールバスの整備の推進
- ③ インクルーシブ教育システムの構築  
教員研修の充実、共同学習の推進、合理的配慮<sup>2</sup>に向けた教育環境の充実
- ④ 関係機関と連携した就労支援  
企業や関係機関との連携による就労支援策の検討、就労アドバイザーの配置

1 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組み。  
2 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。なお、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは過度な負担を課さないものされている。

施策の展開

- ① 一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実
  - 校（園）内支援体制の確立に向けた取組を推進します。
    - ・ 幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率を改善します。
    - ・ 幼児児童生徒の個別の教育支援計画の引継ぎ率を改善します。
  - ◎ 幼稚園・保育所・認定子ども園に対する県教育委員会主催の研修への参加を促進します。
    - ・ 特別支援教育コーディネーター<sup>3</sup>等の教員の様々な役割に応じた研修を充実します。
    - ・ 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図ります。
    - ・ 特別支援教育支援員の派遣を推進します。
  - 特別な支援を要する園児が就園する私立幼稚園（学校法人立、幼保連携型認定こども園を含む。）の教育内容の充実を支援します。
  - 市町村教育委員会へ「特別支援教育連携協議会」<sup>4</sup>の設置を働きかけ、「幼稚園・保育所から就学」、「中学校から高等学校」への移行支援を行うネットワークづくりを推進します。
  - 特別な支援を必要とする生徒への学習・生活・進学・就職等をサポートする私立中学校、高等学校を支援します。
- ② 特別支援学校の教育環境の整備及び通学環境の改善
  - 新たな知的障害特別支援学校の設置を推進します。
  - 小・中学校や高等学校の余裕教室などを活用した分校、分教室の設置を検討します。
  - スクールバスの整備を推進します。
- ③ インクルーシブ教育システムの構築
  - 市町村就学相談支援事業<sup>5</sup>を通じた就学先決定を支援します。
  - 全教員を対象としたユニバーサルデザインの授業<sup>6</sup>などの研修を充実します。
  - 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習を推進します。
  - 障害のある幼児児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けた人的配置や環境整備の充実に向けた検討を行います。
- ④ 関係機関と連携した就労支援
  - 「キャリア教育・就労支援推進委員会」<sup>7</sup>による就労支援策の検討を行います。
  - 愛知労働局、県産業労働部との連携による企業に向けた働きかけを行います。
  - 特別支援学校に就労支援に専門的に取り組む「就労アドバイザー」の配置を推進します。

3 特別支援教育コーディネーター：校長より指名され、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。  
4 特別支援教育連携協議会：教育、医療、福祉、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業後までに生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを構築することを目的とした協議会。  
5 市町村就学相談支援事業：市町村の就学相談及び就学事務担当者を対象に、専門家による指導や就学相談・就学支援先の具体的な方策の検討を行う事業  
6 ユニバーサルデザインの授業：特別な配慮・支援を必要とする児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業。  
7 キャリア教育・就労支援推進委員会：学識経験者、企業関係者、労働部局関係者、福祉部局関係者、学校関係者等を委員とする就労支援策の検証や検討を行う委員会。

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(4) 外国語教育の推進

- グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、身近な生活の中で人やモノ、情報等に関して世界とのつながりを持つようになり、外国語や外国の文化に触れる場面、外国の人と関わる機会が増えてきています。
- グローバル化は今後も一層進むと予測されており、日本人としてのアイデンティティや、我が国・地域の伝統と文化等に対する深い理解を前提として、異文化理解や異文化コミュニケーションのために、国際共通語としての英語の力がますます重要になると考えられます。そこで、子どもたちが英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積み重ねながら、積極的に英語を使おうとする態度を育ていけるよう、英語教育を充実していくことが必要です。
- 平成27年6月、国は小学校・中学校・高校の各段階を通じて英語教育を充実し、子どもたちの英語力の向上を図る「生徒の英語力向上推進プラン」を策定しました。また、学習指導要領の次期改訂においては、小学校中学年から外国語活動を行うことや高学年から英語を教科化すること、中学校や高校での指導・評価を改善すること、小・中・高それぞれの学びを円滑に接続することなどが大きな柱となっています。
- このような改革の中、子どもたちの英語力向上のために必要となる人材の確保や教員の研修、学校における指導体制の充実に、県教育委員会、市町村教育委員会、大学等が連携して取り組むことが必要です。

施策体系

- ① 外国語や外国文化を学ぶ機会の充実  
海外派遣・留学支援の推進、「イングリッシュキャンプ in あいち」の充実  
海外の言語を学ぶ機会づくり
- ② 英語教育の一層の充実  
ALT・外部講師の活用、英語教育の研究推進と成果共有、優秀な人材の確保
- ③ 教員研修の充実  
「英語教育推進リーダー」の養成、ハブスクール12校を核とした研修の充実  
海外派遣による教員の力量向上

施策の展開

- ① 外国語や外国文化を学ぶ機会の充実
  - 高校生の海外派遣や留学支援の事業を一層推進するとともに、海外の高校生を積極的に受け入れ、海外の文化に接する機会を広げます。
  - 英語コミュニケーション能力を宿泊生活の中で育成する「イングリッシュキャンプ in あいち」の内容の一層の充実を図ります。
  - ◎ 我が国と関わりの深い近隣アジア諸国などの文化や言語を学べるコースを設置します。
  - ◎ 東京オリンピック・パラリンピックや本県が誘致しているフットサル世界大会に向け、高校生を将来の国際大会ボランティアとして養成します。
  - 児童生徒が、海外派遣、海外語学研修、海外への修学旅行、姉妹校提携等を通して、海外の言語に直接触れる機会の拡充に努めます。
  - 県内に在住する海外からの留学生と、県内の児童生徒との交流を促進します。
- ② 英語教育の一層の充実
  - すべての小学校でALT、外部講師を活用できるよう、市町村教育委員会や大学等と連携を図ります。
  - ◎ 小学校の英語科の指導と適切な評価の在り方について研究を進め、県内の小学校にその成果を還元します。
  - グローバル人材の育成や先進的な英語教育に取り組む学校が連携するための組織をつくり、留学生等も参加する研究発表会等を通じて成果の共有を図るとともに、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の伸長を図ります。
  - 愛知県公立学校教員採用選考試験において、「英語有資格者特別選考」を継続し、英語教育の充実のための人材を確保します。
  - 英語教育以外の外国語カリキュラムの開設、ネイティブ・スピーカーの雇用、英語教員の海外研修への派遣など、外国語教育を推進し、グローバル人材の育成に取り組む私立高等学校を支援します。
  - ネイティブ・スピーカーとして外国語教育を担当する外国人教員、外国語教育を担当する教員の職務を助ける外国人職員を雇用している私立中学校を支援します。

## 施策の展開

### ③ 教員研修の充実

- 「英語教育推進リーダー」を養成し、英語指導に当たる教員の資質向上のための研修を計画的に進めます。
- 先進的英語教育の拠点となるハブスクール 12 校を指定し、指導方法の研究や地区別研修を行う「あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業」と、すべての英語教員を対象に、生徒の英語のコミュニケーション能力を向上させる指導技法を身に付けるための「英語教育指導者研修」を継続します。
- ◎ ハブスクール 12 校を核として、小・中・高の英語教育に携わる教員の合同研究・研修等、相互交流を促進し、連続性をもった英語の学びを実現します。
- ビクトリア州との間で行う教員の相互派遣事業と、英語教員をビクトリア州に派遣する「英語教員スキルアップ研修」を継続します。

空白

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(5) 理数教育の推進

- 科学技術の進展はめざましく、我が国はその先頭を走って世界をリードしてきました。しかし、近年では、新興国の台頭等によって国際的な競争が激しくなっています。科学技術立国としての優位性を保ち、今後も発展していくために研究者や技術者になり得る新たな人材を育成していくことは、我が国の未来にとって大きな課題です。
- 本県は、自動車産業、航空宇宙産業等のものでつくり産業を基盤に発展してきており、これからもロボット産業等、新たな科学技術によるイノベーションによって「日本一元気なあいち」を目指しています。そのための人材の育成は、本県にとっても重要な課題です。
- 「平成27年度全国学力・学習状況調査」の結果によると、「理科の勉強は好き」と答えた割合は、小・中学生共に全国平均を上回っていますが、「将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたい」と答えた割合は、小・中学生共に全国平均を下回っています。
- このような現状を踏まえ、子どもたちの理科への興味・関心を、将来の科学技術に関する学びや職業につなげていくために、子どもたちの知的好奇心や探究心を刺激し、科学的な見方や考え方を養う学びを工夫するとともに、理数教育の充実を図る国の事業を活用したり大学や企業と連携したりしながら、理数教育をさらに進めていく必要があります。

施策体系

- ① 高等学校での高度な理数教育の推進  
理数教育の研究推進と成果の共有、教育環境整備の推進、県内6大学との連携強化
- ② 科学技術への関心を高める取組の推進  
科学技術の普及啓発の推進、「あいち科学の甲子園（ジュニア）」の開催
- ③ 理科授業の充実  
実験補助員の配置、教員研修の推進

施策の展開

- ① 高等学校での高度な理数教育の推進
  - スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする科学技術教育に力を入れている高校、大学や研究機関等が参加する「あいち科学技術教育推進協議会」を実施し、研究や取組の成果を広く共有します。また、研究発表の場である「科学三昧」について、参加校や参加者の一層の拡大を図ります。
  - 理科教育設備の充実を図り、観察・実験などを通して実物に触れて探究的な学習を実施することができる教育環境を整備します。
  - 県内6大学の協力のもとに実施している「知の探究講座」を継続し、先進的な理数教育を受ける場を一層充実していきます。
  - スーパーサイエンスハイスクールの指定を受けている私立高等学校を支援します。
- ② 科学技術への関心を高める取組の推進
  - ◎ 県内の中・高校生を対象に、「サイエンス実践塾」を開催し、広く科学技術への普及啓発を図ります。また、科学技術普及啓発団体のネットワークをつくり、県内の幼児・小学生を対象に、科学技術普及啓発イベントを開催します。
  - 児童生徒の科学技術に対する興味・関心の醸成を図るため、少年少女発明クラブの設置促進及び活性化を支援します。
  - ◎ 女子生徒の理系分野への関心を高める取組を行います。
  - 「あいち科学の甲子園」「あいち科学の甲子園ジュニア」を開催して、科学に関する興味・関心を高めるとともに、科学の楽しさやおもしろさを味わう機会を通して科学好きの生徒を育てます。
- ③ 理科授業の充実
  - 小学校の理科の授業を充実するため、理科実験補助員の配置を進めます。
  - スーパーサイエンスハイスクール事業等の成果を広く普及するとともに、理科教員の指導力向上を目的とした取組を推進します。

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(6) 情報教育の充実

- 情報化社会の急速な進展に伴い、身の回りには多くの情報があふれるようになりました。今後も、情報通信技術の進歩により、社会の情報化はますます進んでいくものと思われます。子どもたちにとって、情報化社会での学びを広げ、生活を快適なものにし、安全に未来を生きていくために、情報活用能力を身に付けることが必要です。
- 文部科学省の定義によれば、情報活用能力とは、必要な情報の主体的な収集・判断等に関わる「情報活用の実践力」、情報手段の特性の理解等に関わる「情報の科学的な理解」、情報モラルや情報に対する責任等に関わる「情報社会に参画する態度」の3観点で整理されており、小・中学校、高等学校を通してバランスよく育成するものとされています。
- 特に、これからの社会では、著作権や肖像権等の権利を尊重する法的な観点、個人情報保護等の情報セキュリティの観点、SNS<sup>1</sup>等ネットワーク上のトラブルから身を守る観点から、高度な情報モラルを身に付けることがきわめて大切となります。
- 子どもたちの情報活用能力を育成するために、今後もICT<sup>2</sup>環境の整備を図るとともに、実際の授業場面でICTを活用できるよう教員の知識や技能も高めながら、計画的に情報教育を推進していく必要があります。

施策体系

- ① 情報活用能力の育成  
情報モラル向上への啓発推進、教員研修の充実、「モラルBOX」の充実、授業でのICTの活用
- ② 学校の情報化の推進  
ICT環境の整備、ICTの活用に関する教員研修の充実

施策の展開

- ① 情報活用能力の育成
  - 「保護者向けスマホ教室」(社会活動推進課)、e-ネットキャラバン隊(文部科学省委託)などの活用を推奨し、情報モラルに関する保護者への啓発や児童生徒の学習、教員の研修を進めます。
  - ◎ ネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、警察等関係機関と連携して教員の研修を進めます。
  - 各校の情報教育指導計画に基づき、教育活動全体を通して情報活用能力の育成に努めます。また、特に発達段階に合わせて情報モラルに関する指導を推進するとともに、主な実践内容を道徳教育総合教育サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。
  - 指導の意図や授業の目的に合わせて、デジタルコンテンツを取り入れるなど、ICTを活用して「わかる授業」づくりに取り組みます。【再掲】
  - 先進的なICTを活用した授業を積極的に推進し、生徒の情報活用能力の育成を図ります。
  - 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。
- ② 学校の情報化の推進
  - ◎ 無線LANやタブレット端末などのICT教育環境の整備を進めます。
  - ICTの活用方法や指導方法等について教員研修を行い、指導能力の向上に努めます。
  - ◎ 施設の改修等にあわせて県立高校にプレゼンテーションルームを整備するなど、教育環境の充実を進めます。【再掲】
  - 情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。【再掲】

1 SNS: Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。

2 ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。学校では、パソコンやタブレット等を導入し、子どもたちの情報活用能力の育成を図っている。

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(7) 日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実

- 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できるような多文化共生社会の形成を推進していく必要があります。
- 本県における外国人県民の中で最も多いのはブラジル人ですが、ブラジル人が減る一方でフィリピン人・ベトナム人など東南アジア出身者が増えるなど、多国籍化が進んでいます。さらに、永住志向が高まったり、居住地が散在化するなど、様々な面から状況は多様化してきています。
- 平成26年度の文部科学省の調査によると、本県は日本語指導を必要とする外国人児童生徒数が6,373人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が1,438人と、ともに全国最多であり、きめ細やかな学習及び学校生活適応の支援を進めていく必要があります。
- そのためには、公立小・中学校で日本語指導を行う加配教員や母語による生活適応支援等を行う語学相談員、県立高等学校における外国人生徒教育支援員の配置の充実とあわせて、日本語指導を必要とする外国人児童生徒の学びの場の整備を推進していくことが求められています。
- また、管理職や日本語指導を担当する教員の研修の充実や、教員養成学部を有する大学での日本語指導に関する講座の設置の促進などにより、教員の資質の向上を推進していくことが必要です。

施策体系

- ① 受入体制の整備への支援  
加配教員・語学相談員・外国人生徒教育支援員の配置の拡充、特別な入学者選抜の実施校の拡大、プレスクールの設置の促進
- ② 日本語指導に関わる教員の資質の向上  
教員採用試験における外国語堪能者特別選考の実施、教員研修の充実
- ③ 地域における日本語学習への支援  
外国人学校への支援、地域の日本語教室への支援
- ④ 保護者に対する働きかけの推進  
子どもたちの進路に関する情報の提供

施策の展開

- ① 受入体制の整備への支援
  - 公立小・中学校における日本語教育適応学級担当教員の増員や、語学相談員による生活適応相談の充実を図ります。
  - 県立高等学校における外国人生徒教育支援員の配置の拡充を図ります。
  - 外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜の実施校の拡大を図ります。
  - 就学前の子どもを対象としたプレスクールの設置を促進します。
  - 「日本語能力測定方法」<sup>1</sup> を活用し、日本語能力を把握することにより、適切な支援を実施します。
  - 「特別の教育課程」<sup>2</sup> による日本語指導を実施します。
  - ◎ 公立学校やNPO等を対象とした情報共有や意見交換の場をつくるなど、公立学校とNPO等との連携を検討していきます。【再掲】
- ② 日本語指導に関わる教員の資質の向上
  - 愛知県公立学校教員採用選考試験において、「外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）堪能者特別選考」を行います。
  - 管理職や日本語教育適応学級担当教員を対象とした研修を充実します。
- ③ 地域における日本語学習への支援
  - 「日本語学習支援基金」<sup>3</sup> の活用により、外国人学校に対して日本語指導者の雇用に関わる経費への支援や、日本語学習教材の給付や助成を行います。
  - 「日本語学習支援基金」を活用した地域の日本語教室への助成や、日本語指導ボランティアの養成により、地域における日本語学習を支援します。
- ④ 保護者に対する働きかけの推進
  - 子どもたちの進路に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを実施します。

1 日本語能力測定方法：文部科学省が開発した日本語能力を測定する客観的な基準

2 特別の教育課程：児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態

3 日本語学習支援基金：外国人児童生徒の日本語学習支援を目的として、地元経済団体の賛同を得て創設した民間拠出による基金

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(8) 貧困状態にある子どもたちへの支援の充実

○ 日本における子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、国の調査によると、17歳以下の子どものおおよそ6人に1人が貧困状態にあるとされています。

家庭の経済格差が教育や社会体験の格差につながることはないよう、学ぶ意欲のあるすべての子どもたちに質の高い教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばして夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現のみならず、今後の我が国の成長・発展につながっていきます。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要です。

○ 本県においても、平成27年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。

特に「教育の支援」については、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的な対策を推進するとともに、教育費の負担軽減を図っていく必要があります。

施策体系

① 学校教育による学力保障の充実

少人数指導の継続

② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携、相談体制の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、家庭教育相談員・家庭教育支援員による相談の充実、私立高等学校における生徒へのカウンセリング体制への支援

③ 教育費負担の軽減

就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、入学納付金補助、授業料軽減等による修学継続支援

④ 学習支援の推進

地域未来塾<sup>1</sup>、放課後子ども教室事業等を活用した学習支援

⑤ 子どもの就労支援

学校とハローワークが連携した生徒の就職支援、就労支援機関との連携

施策の展開

① 学校教育による学力保障の充実

○ 家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されるよう、公立小中学校においてチームティーチングなどによる少人数指導を継続するため、必要な教員を引き続き配置します。【再掲】

② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携、相談体制の充実

○ 全公立中学校及び小学校の拠点校へのスクールカウンセラーの配置を継続し、不登校などの問題の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

◎ 市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用、配置の方法について検討し、相談体制の整備を進めます。

○ 県立高等学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化します。【再掲】

○ 不登校などの問題を抱える家庭に対し、家庭教育相談員（コーディネーター）による訪問・電話相談や、家庭教育支援員（大学生によるホームフレンド）の派遣を行い、問題の早期発見、早期解決や児童生徒の心の安定を図ります。

○ 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。【再掲】

③ 教育費負担の軽減

○ 公私立高等学校・専修学校高等課程等における就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、私立高等学校・専修学校高等課程等における入学納付金補助、授業料軽減、特別支援学校における就学奨励費を周知し、修学継続のための支援を行います。小・中学校における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を引き続き働きかけます。

④ 学習支援の推進

○ 家庭学習が困難な子どもや学習習慣が十分に身に付いていない子どもの学習機会を確保するため、市町村と連携し、地域未来塾や放課後子ども教室、土曜学習事業等を活用した学習支援を行います。

⑤ 子どもの就労支援

○ 定時制高校の生徒がジョブサポーターを活用できるようにするなど、学校とハローワークが連携し、生徒の就職支援を行います。中退者等についても、就労支援施設とニート等の若者の就労支援機関（地域若者サポートステーション）との連携を図るなど若者への就労支援を行います。

1 地域未来塾：学習が遅れがちなどの中学生等を対象とした地域住民の協力等による原則無料の学習支援